

TPP協定を解釈する

2012年2月26日

笠井一朗

TPP : Trans-Pacific strategic economic Partnership agreement
: 環太平洋戦略的経済連携協定

非戦いぶりが主催した韓教授を招いての講演会（1月28日）に出席しましたので、私の考えを説明します。この条約は米国が発案しました。さて、そうであるなら、米国の国益が優先されているに違いないと穿った見方をするのが妥当です。採り上げたいのが、「ISD条項：Investor State Dispute settlement＝投資家対国家間の紛争解決条項」と「ラチェット規定（自由化不可逆規定）」です。

昨年11月11日の国会審議中、佐藤ゆかり自民党議員の質問で、野田首相はISD条項を理解していないことが暴露されてしまいました。野田首相の任期中の役割が、どうやら「税と社会保障の一体改革」と「TPP参加」のふたつのようなようですが、TPPのカナメであるISD条項を認識していなかったことは、彼が米国のローカルエリート（傀儡政治家）であることを如実に物語っています。米国内にある世界銀行傘下の国際投資紛争センターで、紛争解決の裁定が密室裏に一方的に取り決められ、訴える企業が相手国政府に損害賠償を請求出来るという奇妙奇天烈な条項が核にあるのです。つまりあらゆる非関税障壁が損害賠償請求の根拠になり、理不尽な要求を一方的に提訴でき、その裁定結果は合議に程遠いモノとなります。

日本の司法制度は判例主義を採っています。最高裁での判決結果がその後の同様な訴訟に適用されるという「主義」です。司法の無謬性を自負する権威主義的な発想に基づきます。TPP協定で、そのISD条項を補強するのがラチェット規定です。それは判例主義に似たような発想ですが、経済自由化を進める方向での裁定結果は尊重し、保護主義または社会主義的な方向付けを排除するという規定ですので、タチが悪いと云わざるを得ません。

野田首相は「交渉のテーブルにつく」のであって「参加を決めたわけではない」と公言していますが、これは無意味です。米国側はとりあえずの譲歩

を示すことで、野田首相のメンツを保ちつつ日本のT P P参加を促すことでしょうが、カナメであるI S D条項とラチェット規定に手をつける気配はありません。いずれ日本国内の非関税障壁を根拠に、米国籍あるいは多国籍企業が訴訟に持ち込み、米国の論理で裁定が下り、当初、取り付けたかに見える譲歩案は有意性を失います。各国各地域独特の商慣行は、歴史の流れの中で培われた民族の集団的合意のもとに形成されてきたはずですから、各地域民族の自治独立形態の多様性は民族自決権として認めるべき物であり、最大限の経済効率を駆使して勝ち抜いた「国際社会」の奪える物ではないはずで

す。

日本国内では、今のところ全農（全国農業者協同組合連合会＝農協の上部組織）はT P Pに反対し、輸出産業が主体の経団連（日本経済団体連合会）はT P P参加賛成の意向を示しています。この際、気をつけなければならない点は経団連の意向が、実は、そこに働く労働者の利益と共通のものではないことです。T P P協定の中で「消費者の保護に留意する」という但し書きがあるようですが、「経済弱者に留意する」というならまだしも、「消費者」というカテゴリーは的外れです。消費者に対峙する言葉は生産者ですが、実は、生産者も消費者であることから、真の対義概念ではありません。さらに、資本家や有産階級も消費者ですし、もちろん、労働者や経済弱者も消費者です。人間誰しも空気を吸って水を飲み、食べものを食べる、そういった行為が経済社会に組み込まれているという意味で、なべて「消費者」なのです。

イギリスのサッチャリズム（1978-）と、続く米国でのレーガノミックス（1981-）は、新自由主義の黎明でしたが、日本でもバブル経済が収縮してゆく1990年代半ばから「国際社会」の潮流であるがごとくに経済強者優先の政策を採り始めました。その結果が「産業の空洞化」であり、産業が地場に無いことからくる「技術の空洞化」と呼ばれる技術者不毛の時代を迎えるに至ったのです。マスコミは「技術立国日本」を称える宣伝をすることに臆することがないようですが、大学生の数学レベル低下が著しいこともニュースで伝えられています。論理学や哲学に至っては、政治家の発言ひとつを聞いても危機的と言わざるを得ません。「資本主義」とはその様な「論理不存在」で「情緒過多」であっても自転車のペダルをこぎ続けることが宿命づけられているようなシステムと云えるようです。